

政府の危機管理組織の在り方について

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日）抄
（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案に対する附帯決議
（第183回国会 衆・災害対策特別委員会 平成25年5月23日）

一 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

【同旨】

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案に対する附帯決議
（第183回国会 参・災害対策特別委員会 平成25年6月12日）

○原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日）抄

附 則

（政府の措置等）

第六条

7 政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

→ 今年度中に、FEMAをはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を行った上で、来年度、我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討。